

東京都医療審議会の所管事項

設置目的	
<p>法の規定によりその権限に属された事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。</p> <p style="text-align: right;">(医療法第 7 1 条の 2 第 1 項)</p>	
審議事項	根拠法令
<p>1 医療計画の策定等に関すること 医療計画を定め、又は変更しようとするとき</p>	医療法第 3 0 条の 4 第 1 4 項
<p>2 地域医療支援病院に関すること (1) 地域医療支援病院の承認をするとき (2) 地域医療支援病院の承認を取り消すとき</p>	<p>医療法第 4 条第 2 項 医療法第 2 9 条第 6 項</p>
<p>3 病院の開設、病床数の増加等に関すること (1) 公的性格を有する病院の開設等について不許可処分を行う場合 (2) 医療計画達成のため特に必要がある場合に病院を開設しようとする者や開設者等に対し、病院の開設、増床等に関して勧告するとき (3) 特定の病床等に係る特例措置を講じるとき</p>	<p>医療法第 7 条の 2 第 6 項 医療法第 3 0 条の 1 1 厚生労働省医政局長通知 (平成 2 4 年 3 月 3 0 日付医政発 0 3 3 0 第 2 8 号)</p>
<p>4 医療法人に関すること (1) 社会医療法人の認定を行う場合 (2) 医療法人の設立の認可又は不認可の処分を行う場合 (3) 医療法人の解散の認可又は不認可の処分を行う場合 (4) 医療法人の合併の認可の処分を行う場合 (5) 医療法人に対する業務停止命令又は役員解任勧告の処分を行う場合 (6) 社会医療法人の認定の取消の処分を行う場合 (7) 医療法人の設立認可の取消の処分を行う場合 (8) 医師又は歯科医師でない者が医療法人の理事長に就任する場合</p>	<p>医療法第 4 2 条の 2 第 2 項 医療法第 4 5 条第 2 項 医療法第 5 5 条第 7 項 医療法第 5 7 条第 5 項 医療法第 6 4 条第 3 項 医療法第 6 4 条の 2 第 2 項 医療法第 6 6 条第 2 項 厚生省健康政策局長通知 (昭和 6 1 年 6 月 2 6 日付健政発第 4 1 0 号)</p>